

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
規制の名称	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続きの特例
規制の区分	改正（緩和）
担当部局	農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室
評価実施時期	2019年3月
事前評価時の想定との比較	【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 現在においても、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。また、事前評価時には想定していなかった影響は発現していない。 【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価時は、ベースラインとして、各農地の所有権等を持つ者は権利移動に係る相手方と個別に調整し、手続きを行うことを設定していた。現在もベースラインに変化は生じていない。 【必要性の検証】 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は発現しておらず、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と農林地の集約化を併せて行うことの重要性に変わりはない。したがって、現在も、所有権移転等促進計画の公告をすることにより、権利移動の効果が生じること（農地法第3条第1項を適用除外）とする必要があることから、当該特例措置は引き続き必要である。
直接的な費用の把握	要素
遵守費用	本措置は農地法に基づく手続きの例外を定めるものであるため、遵守費用は想定されておらず、実際にも発生していない。
行政費用	本措置は農地法に基づく手続きの例外を定めるものであるため、行政費用は想定されておらず、実際にも発生していない。
直接的な効果（便益）の把握	【効果（定量化）の把握】 本措置の適用実績は無いことから、効果は発生していない。 【便益（金銭価値化）の把握】

	本措置の適用実績は無いことから、便益は発生していない。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	本措置については適用実績が無いことから、現時点では副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。
考察	現時点では、本措置の適用実績はなく、当該特例措置による費用及び効果（便益）はいずれも発生していない。 一方、平成 24 年から始まった固定価格買取制度により、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備は促進され、今後も更なる導入が見込まれるところであり、農山漁村の有する食料供給や国土保全の機能が損なわれることのないよう、農林地等の適切な利用の調整が行われることの必要性に変わりはない。 このため、当該特例措置は今後活用されることが見込まれるものであり、本措置の見直しは不要である。 なお、当該特例措置が対象とする農林地所有権移転等促進事業についても現場への周知活動を強化する等して、本措置が有効に活用されるよう努めていく。
備考	